八　次のいずれかに該当すること。

イ　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九　育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十　前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、法の施行の日から施行する。

（就労時間に係る要件に関する特例）

2　施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。

告示

○総務省告示第二百五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月九日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表を次のように改める。

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数（kHz）	送信時刻（中央標準時による。）
しおかぜ	しおかぜ	A三E　六、〇九〇 A三E　六、一六五	午前一時から午前二時まで
しおかぜ	しおかぜ	A三E　五、九八五 A三E　六、〇二〇 A三E　六、一三五	午後十時三十分から午後十一時三十分まで

○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
四八六	田中　英一	二六、三、一九	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
七四〇	児島　敏和	二六、五、二〇	本人からの申請
四一二七	髙見　哲也	二六、四、二六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一五五一	山中　靜二	二六、五、二七	本人からの申請
二五八四	山崎　榮一	二六、五、二七	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第三十六号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四〇五七	柴田　博壽	四三九七	二六、五、一〇

○政治資金適正化委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
四六五四	二六、五、二三	前田　泰則
四六五五	二六、五、二三	鈴木　真吾
四六五六	二六、五、二三	後藤　正富

○法務省告示第二百六十三号

徳島県三好市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年七月九日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

○外務省告示第百八十六号

平成二十六年五月二十六日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

平成二十六年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とバングラデシュ人民共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九十九億三千万円（九、九三〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、小規模農家農業生産性向上・多様化振興融資計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、バングラデシュ人民共和国政府に供与されることになる。

二　申出の手続について分からないことがあれば、三好市役所又は徳島地方法務局美馬支局に照会すること。

平成二十六年六月九日

法務大臣　谷垣　禎一

徳島県三好郡井内谷村五百九十三番屋敷ノ一　倉石　虎市

同所四百八十六番屋敷　程岡　國藏

同所三百四十二番屋敷　大西　民助

○外務省告示第百八十五号

平成二十六年五月二十三日にブジュンブラで、ブジュンブラ港改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ブジュンブラ港改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十八億円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　寺田達志在ブルンジ大使

ブルンジ側　ローロン・カヴァクレ外務・国際協力大臣

平成二十六年六月九日

外務大臣　岸田　文雄